

## 5 計画スケジュール

### 5.1 計画スケジュール

#### (1) 循環型社会形成推進地域計画の策定

循環型社会形成推進交付金制度においては、国と地方が構想段階から協働し、循環型社会を推進するための「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、国、県と協議を行い、計画の承認を得る必要がある。

ここでは、地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項、現状と目標、減量のための施策及び計画の事後評価とフォローアップ等の計画を策定しなければならない。

#### (2) 環境影響評価

現段階において計画している統合クリーンセンターは「長野県環境影響評価条例」の対象事業（ごみ焼却施設で処理能力4 t/時以上）となっていることから、事業実施に先立ち環境影響評価を実施しなければならない。

環境影響評価では、建設場所によって評価項目の調査の充実が求められることから、実施期間は概ね2年から3年かかる見込みとなる。

環境影響評価の手続きは次のとおりである。

##### ア 方法書の作成

対象事業に係る環境影響評価の対象項目、方法、時期予測・評価の方法等の概要を示すもので、詳細な現地調査の実施前に作成するため、一部、計画の変更を行う場合もありうる。

##### イ 準備書の作成

現地調査及び将来の予測・評価を行った結果を記載したもので、環境に対する事業者の見解をまとめ、住民、知事からの意見を踏まえて、最終の評価書になる。

##### ウ 評価書の作成

準備書に対する知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有するものの意見に配慮して準備書の記載事項について必要な検討を行い、必要に応じて追加調査を実施し、環境保全のための措置や事後の監視等の内容を記載する。

##### エ 事後調査報告書の作成

事業実施後、事後調査を行い評価結果の検証、保全対策の見直しを行う。

#### (3) 関係機関との協議

事業実施に当たっては、その他にも施設の都市計画決定を行わなければならないが、建設場所により、各種手続きの申請が必要となる場合も予想されることから、関係機関とは漏れなく速やかに協議を行わなければならない。

(4) 全体計画スケジュール案

施設の建設から稼働までには、建設地の地元同意を得てから、各種手続きを経て概ね6年程の期間を見込まなければならない。

全体のスケジュール案を次表に示す。

表 5.1.1 資源循環型施設建設スケジュール

年 目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
項 目							
地元同意	●						
環境影響評価	方法書作成	↔					
	現地調査		↔				
	準備書作成			↔			
	評価書作成				↔		
	事後評価					↔	
調査・基本設計	↔						
各種申請手続き			↔				
施設建設					↔		
施設稼働							●